

京都府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

目 次

	ページ
指針の位置付け	2
1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の方向	
（1）基本理念	3
（2）関係者の役割	3
（3）特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する方向（府の実状に応じた対応についての方向）	4
2 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	
（1）建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性	1 3
（2）関係者の役割	1 3
3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	
（1）特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定に関する事	1 5
（2）特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	1 5
4 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項	
（1）特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方 ...	1 8
（2）関係者の役割	1 8
（3）再資源化により得られた物の公共事業での率先利用	1 8
5 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項	2 0
6 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に等に関する重要事項	
（1）分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項	2 1
（2）各種情報の提供等に関する事項	2 1
（3）分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生抑制等に関する事項	2 1
（4）環境への負荷の評価についての考え方	2 2

指針の位置付け

この指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「法」という。)第3条の規定により国において定められた特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に則し、同法第4条の規定により、京都府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるものである。

これまでに、建築物や都市施設等の整備が進み、快適な生活を実現してきているが、その結果、多くの資源を利用する建設業の分野においても、大量生産とともに大量の廃棄物が生じ、最終処分量の増大や不法投棄増加の問題が生じている。

環境への負荷の少ない循環型社会をめざし、社会経済システムにおける物質循環の確保を図るため、建設業やこれに関わる分野においても、関係者の適切な役割分担の下で、大量廃棄型社会を変革し、再生資源の十分な利用、廃棄物の減量の促進を図るものとする。(なお、この指針において使用する用語は、法の例による。)

1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の方向

(1) 基本理念

ア 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の理念

特定資材に関わる建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、排出抑制、再使用、再資源化の促進を図ることによって、不法投棄等の建設資材廃棄物をめぐる問題解決や、資源の有効な利用等の目的達成に寄与する。

イ 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

国が定めた基本方針に基づき、建設資材廃棄物の発生抑制を最優先として、建設資材の再使用、建設資材廃棄物の再生利用、熱回収、最終処分 of 優先順位に従い処理する等、環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正に処理しなければならない。

(2) 関係者の役割

以下のすべての関係者は、その意義を認識して互いに協力し、各々の役割を果たさなければならない。

ア 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、製造上の廃棄物を最小限にとどめるのはもとより、有害物質を含む素材を使用しないなど、長期使用、再使用、分別解体及び再資源化等まで考慮した上で、利用者にそれらの品質を表示し、再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

イ 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、計画上の廃棄物を最小限にとどめるのはもとより、解体時の分別・再資源化を経済的で容易に行えるよう考慮した上で、有害物質を含み再資源化が困難になる資材を選択しないよう努め、長期使用に耐えるものを設計する必要がある。

また、既存の建築物等の改修や用途を変更しての利用の他、古材の再利用が建設資材廃棄物の発生抑制を促すものであり、これらに関する知識の修得や工法の研究に努める必要がある。

ウ 発注者

発注者は、廃棄物の適正処理が、その費用を含めた適正な発注契約により確保されることを認識しなければならない。また、工事の実施に当たっては、自らもその再資源化等の実施について確認・指示を行うよう努める必要がある。

エ 元請業者

元請業者は、発注者及び工事施工者（下請業者）と廃棄物の適正処理と再資源化を含む請負契約を結ぶなど、廃棄物処理のために最も重要な役割を担っている。工事実施においては、自らの責務として分別解体等及び再資源化等を行うよう工事施工者を指導・監督する必要がある。

オ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、直接的・最終的に廃棄物を発生する行為者として施工方法や使用資材の選定等に当たって誠実に廃棄物削減施策を履行しなければならない。また、解体工事に当たっては、発注者及び元請業者から指示されただけでなく、状況に応じ自主的・積極的に分別解体等及び再資源化等のための方策を講じる必要がある。

カ 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化等を確実に実施しなければならない。

キ 府及び市町村

府は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の発生抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するため、調査、情報提供、普及啓発等必要な措置を講じるよう努め、市町村は協調してこれらの措置を講じるように努めるものとする。

(3) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する方向

ア 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての方向

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。その条件整備のために、国が作成した国土交通・環境省令「分別解体基準」(以下「分別解体基準」という。)に基づく各解体工事に応じた施工技術、建設機械等が必要であり、また、このような技術を有する監視・監督者の配置を徹底しなければならない。

なお、対象建設工事以外の建設工事についても、分別解体等の実施に努めるものとする。

イ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての方向

特定建設資材に係る分別解体等は、再資源化等の促進を図るための手法であり、現状での課題は、発生した特定建設資材廃棄物の再資源化等を図ることにある。

については、法による届出対象の建設工事だけでなく、それ以下の小規模解体工事についても再資源化の必要性に変わりはなく、工事現場等の条件により分別解体等されなかった特定建設資材廃棄物についても、選別できる施設を利用するなど再資源化の促進に努める必要がある。

なお、これらの措置が円滑に行われるためには、技術開発、関係者間の連携、情報収集と提供、必要な施設の整備等を推進することにより、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

ウ 府の実状に応じた対応についての方向

(ア) 地域の特性(平成13年度京都府「環境白書」より一部抜粋)

a 地勢

平成11年10月1日現在の府の総面積は4,612.80k㎡で、国土の約1.2%を占めている。

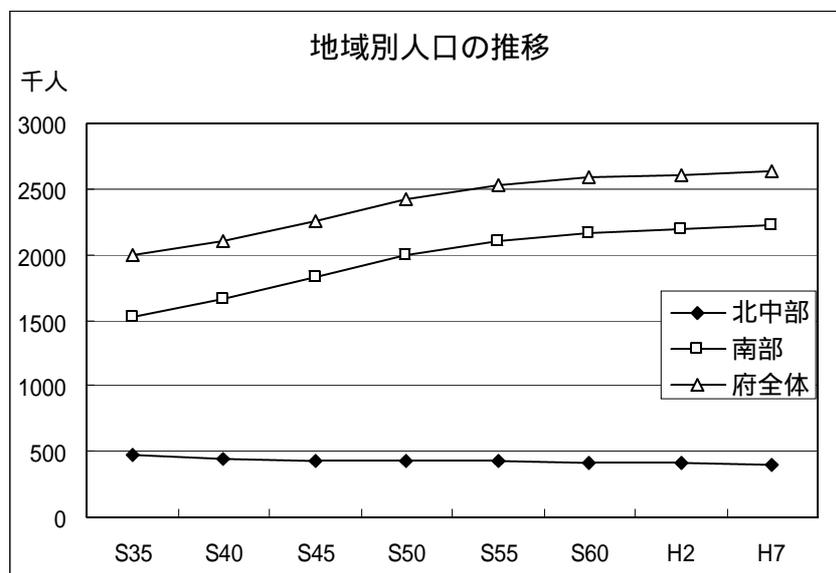
本府は、日本列島のほぼ中央に位置し、日本海から内陸に至る南北に長い地形を有している。北部は日本海に面し、丹後山地の中に小規模な平野が開け、沿岸部はリアス式海岸が続き、若狭湾沿岸や山陰海岸の外海と、舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾などの内海がある。中部は大部分が丹波高原と呼ばれる山地で、亀岡、福知山盆地のほか、桂川や由良川の支流に沿って小盆地や河岸段丘が発達している。また、丹波高原は、日本海側に注ぐ由良川水系と太平洋側に注ぐ淀川水系の分水嶺ともなっており、気候的にも北部と南部の区分線になっている。南部は桂川、宇治川、木津川の3川を集める山城盆地が扇状に広がり、比較的平地が多く、京都市地域を中心に古くから開けた地域となっている。

府内土地の利用状況をみると、森林が3,433k㎡で府面積の74.4%を占めており、その他農用地342k㎡(同7.4%)、宅地237k㎡(同5.1%)、水面・河川・水路149k㎡(同3.2%)、道路138k㎡(同3.0%)となっている。土地利用の推移をみると、水面・河川・水路はほぼ横ばいで推移しているが、森林と農用地は減少傾向、宅地と道路は増加傾向にある。

b 人口

京都府の人口は、平成12年10月1日現在で2,644千人で、日本の総人口の2.1%を占めている。人口は、京都盆地、亀岡盆地、福知山盆地等の限られた平地部に偏在しており、特に人口の85%以上が南部地域に集中している。府域全体では、近年、人口は微増しているが、北・中部地域では人口が減少傾向にあり、南部地域への人口集中が進んでいる。

図 - 1



c 産業

京都府の産業構造は、全国水準に比較して第1次産業の比重が低く、第2次・第3次産業の比重が高い都市型で、特に第3次産業が府内総生産で全産

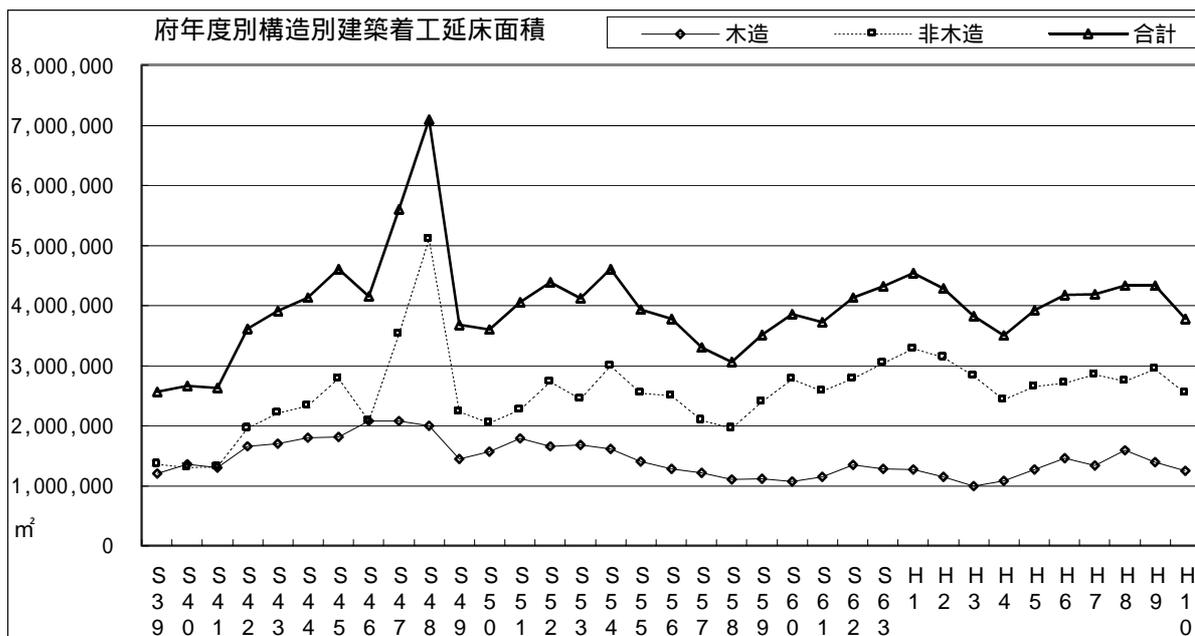
業の7割を占め、室町を中心とした卸売業や年間4千万人の観光客を背景とした観光関連産業の集積が特徴となっている。工業分野では従来から伝統産業や繊維、食料品といった軽工業を中心に発展してきたが、産業構造が変化する中で、製造品出荷額等では軽工業から我が国を代表するIT関連企業などの電気機械や、輸送用機械などの重化学工業の占める割合が大きくなってきている。しかし、事業所数では、依然京都府工業に占める重化学工業の割合は34.6%強と全国平均を10ポイント以上下回っており、また、小規模な事業所が多く、工業専用地域面積比率も3.2%（全国8.1%、平成9年）と低い。

(イ) 建築物等の現状（構造別の分布状況等）及び建築物等の解体工事等の状況

a 建築物の着工状況

建築物の着工延床面積は、昭和40年代後半までに著しい増加が見られたが、今後は、50年代以降に見られた量及び増減の傾向と同様に推移すると予想される。

図 - 1



b 解体建築物の現状と将来予測

府域の解体建築物に関する資料が少なく、これまでに着工された建築物の数量から推計した場合、解体建築物については、昭和30～40年代に急増した建築物が更新時期を迎えることから、今後、解体建築物の発生量の急増が予想される。

表 - 1 除却建築物量(床面積)の推計

		平成 1 0 年度 推計値(千㎡)	平成 2 2 年度 予測(千㎡)
京都府	木 造	1,300	1,500
	非木造	400	2,700
	合 計	1,700	4,200

注1 建築着工統計における着工建築物(昭和39年度以降)に基づく府試算

(ウ) 特定建設資材廃棄物の排出量の見込み

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標年次である平成22年度の排出量は、過年度データから次のように予測される。

表 - 1 特定建設資材廃棄物排出量

	平成 1 1 年度推計	平成 1 7 年度予測	平成 2 2 年度予測(日平均)
木くず	18,600	19,800	20,300 (56)
がれき類計	1,473,900	1,527,900	1,574,000 (4,300)
アスファルト	776,700	805,200	829,500 (2,300)
コンクリート	697,200	722,700	744,500 (2,000)

注1 単位：t/年

注2 「企画環境部：平成12年度産業廃棄物実態調査結果(11年度実績)」より

注3 アスファルト：以下Asという。コンクリート：以下Coという。

注4 がれきの構成率As：Co = 0.527：0.473「土木建築部：H7センサス」より

注5 木くずには、特定建設資材廃棄物に該当しない木材(伐木・除根等により発生するもの)を含む。

注6 日平均排出量(t/日) = 年間排出量(t/年) / 365日

(エ) 再資源化施設の立地状況及び設置状況

特定建設資材廃棄物の再資源化施設については、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化施設が48施設、処理能力約25千t/日となっている。

建設発生木材の再資源化施設は14施設、処理能力約320t/日、焼却等により大きさを減じる縮減施設(以下「縮減施設」という。)は16施設、処理能力約220t/日となっている。

表 - 1 建設資材廃棄物再資源化等施設の状況

がれき類(As・Co塊等)		木くず	
施設数	処理能力	施設数	処理能力
48	24,800	14(30)	320(540)

注1 能力はt/日、建設発生木材(): 焼却減量含む

注2 「企画環境部資料(平成12年度末現在)、建設発生木材の処理能力等は土木建築部調査」より

表 - 2 建設業における再資源化率の状況

がれき類(As・Co塊等)	木くず
96%	28(93)%

注1 木くず(): 焼却減量含む

注2 「企画環境部：平成12年度産業廃棄物実態調査結果(11年度実績)」より

(オ) 最終処分場の立地状況及び残余容量

最終処分場については、管理型最終処分場(環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物(以下「管理型廃棄物」という。))の最終処分場をいう。以下同じ。)は4施設、残余容量1,204,000 m³、安定型最終処分場(環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物(以下「安定型廃棄物」という。))の最終処分場をいう。以下同じ。)は3施設、残余容量1,403,000 m³となっている。

表 - 1 最終処分場の設置状況

管理型最終処分場		安定型最終処分場	
施設数	残余容量	施設数	残余容量
4	1,204,000	3	1,403,000

注1 残余容量は m³

注2 「企画環境部資料(平成12年度末現在)」より

また、最終処分量は、管理型廃棄物が178,000 t、安定型廃棄物が195,000 tとなっている。

表 - 2 産業廃棄物処分量

管理型廃棄物	安定型廃棄物
178,000	195,000

注1 単位：t/年

注2 「企画環境部：平成12年度産業廃棄物実態調査結果(11年度実績)」より

(カ) 地域の実情に応じた分別解体等及び再資源化等の方向

府域には、歴史的建造物である社寺仏閣、町家等が広範囲に多数存在しており、廃棄物の発生を抑制するため、改築等による長寿命化への試み、また、古

材市場の育成やその再使用の試みを通じ、広範な府民との協働により、歴史的建造物への愛着や歴史的文化の継承に努めるとともに、循環型社会の構築に資するものとする。

(キ) 法第9条に規定する対象建設工事の規模に関する基準の考え方

a 建築物に係る解体及び新築工事

解体工事において分別解体が義務づけられる規模については、建設資材廃棄物全体の9割を捕捉するため、国全体では延べ床面積80㎡以上としており、表-1のとおり府域にあっても80㎡以上を捕捉すれば、概ね90%に達するが、対象建築規模未滿の解体工事についても分別解体とともに再資源化等の促進を図る。

また、建築物の新築、修繕・模様替等、については政令と同様に対象とする解体工事と同程度の廃棄物が出る工事規模とする。

なお、建設資材廃棄物は経済活動の変化に大きく影響され、環境への負荷も大きいものであるため、今後、建設資材廃棄物の再資源化施設の整備状況、再資源化に対する府民意識の醸成等を勘案し、法施行後、一定期間の経過の後、対象建設工事の規模に関する基準については必要に応じて見直しを検討する。

表-1 規模別残存建築物の状況

		総数	70㎡～	80㎡～	90㎡～	100㎡～
京都府	棟数	約 690千棟	70.6	61.8	52.9	44.8
	(%) 床面積	約 13,200千㎡	93.1	<u>89.7</u>	85.8	81.8
全国	棟数	約 36,700千棟	71.8	64.8	57.1	49.4
	(%) 床面積	約 7,020,000千㎡	94.0	91.3	87.9	84.1

注1 「国土交通省試算(平成10年現在)」より

b 土木工作物に係る建設工事等

土木工作物に係る建設工事等に関しては、次の「規模別残存建築物の状況表」のとおり、発注額500万円以上の工事为目标とする96%以上の特定建設資材廃棄物を捕捉できることから、土木工事における規模に関する基準は、政令と同様、500万円以上の工事とする。

また、法施行後、対象建設工事の規模に関する基準については必要に応じて見直しを検討する。

表 - 2 土木工作物に係る建設工事の金額別建設資材廃棄物量

	工 事 規 模	500万円	1,000万円	1,500万円	2,500万円
全 国 (%)	アスファルト塊	96.3	89.4	83.9	72.8
	コンクリート塊	96.7	91.0	87.1	79.2
	木 材	98.3	96.5	95.6	93.7
	三品目 合 計	96.7	90.3	85.2	75.0
京都府 (%)	アスファルト塊	<u>98.0</u>	93.0	87.6	75.3
	コンクリート塊	<u>96.4</u>	89.9	84.0	74.2
	木 材	<u>97.6</u>	88.7	65.5	64.3
	三品目 合 計	<u>97.6</u>	92.1	86.5	75.0

注1 「H7センサス」より

c 対象建設工事

対象建設工事の規模に関する基準は下表の通りとする。

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物解体	80m ² 以上
建築物新築・増築	500m ² 以上
建築物修繕・模様替(リフォーム等)	1億円以上
その他工作物に関する工事	500万円以上

注1 建築物は建築基準法の建築物。

注2 その他工作物には土木系、建築系工作物を含む。

(ク) 法第17条に規定する距離に関する基準の考え方

府内の各地区とも再資源化施設からの距離の範囲は概ね50km内にあり、表-3「地域別建設資材廃棄物排出量見込み及び再資源化等施設の比較」のとおり、いずれの地域も再資源化等施設の処理能力がそれぞれの排出量を上回っていることから、省令と同様、再資源化処理しなければならない基準としての距離は当面50kmとする。(図-1のとおり)

ただし、中部地区の建設発生木材の再生資源化施設は少なく、時期的集中等、場合によっては、周辺地区の再生資源化施設や縮減(焼却)施設で対応することになり、将来、中部地区の再生資源化施設の整備を促進する必要がある。

また、法施行後距離に関する基準については必要に応じて見直しを検討する。

表 - 1 地域別日平均特定建設資材廃棄物排出量見込み（平成22年度予測）

地 域	As・Co(ガラ)塊処排出量			建設発生木材排出量
	総 量	A s	C o	
北部地域	990	520	470	9 . 6
中部地域	360	190	170	3 . 7
京都市地域	1,310	690	620	24 . 7
南部地域	1,650	870	780	17 . 6
合 計	4,310	2,270	2,040	55 . 6

注1 単位：t / 日

注2 「企画環境部：平成12年度産業廃棄物実態調査結果（11年度実績）」より

表 - 2 地域別建設資材廃棄物再資源化等施設の状況

地 域	As・Co(ガラ)塊		建設発生木材	
	施設数	処理能力	施設数	処理能力
北部地域	17	7,000	5 (8)	82.2 (120.6)
中部地域	7	3,600	1 (2)	4.6 (9.4)
京都市地域	8	6,700	4 (15)	168.4 (326.8)
南部地域	16	7,500	4 (5)	69.4 (85.5)
合 計	48	24,800	14 (30)	324.6 (542.3)

注1 能力はt / 日、建設発生木材 () : 焼却減量含む

注2 「企画環境部資料（平成12年度末現在）、建設発生木材の処理能力は土木建築部調査」より

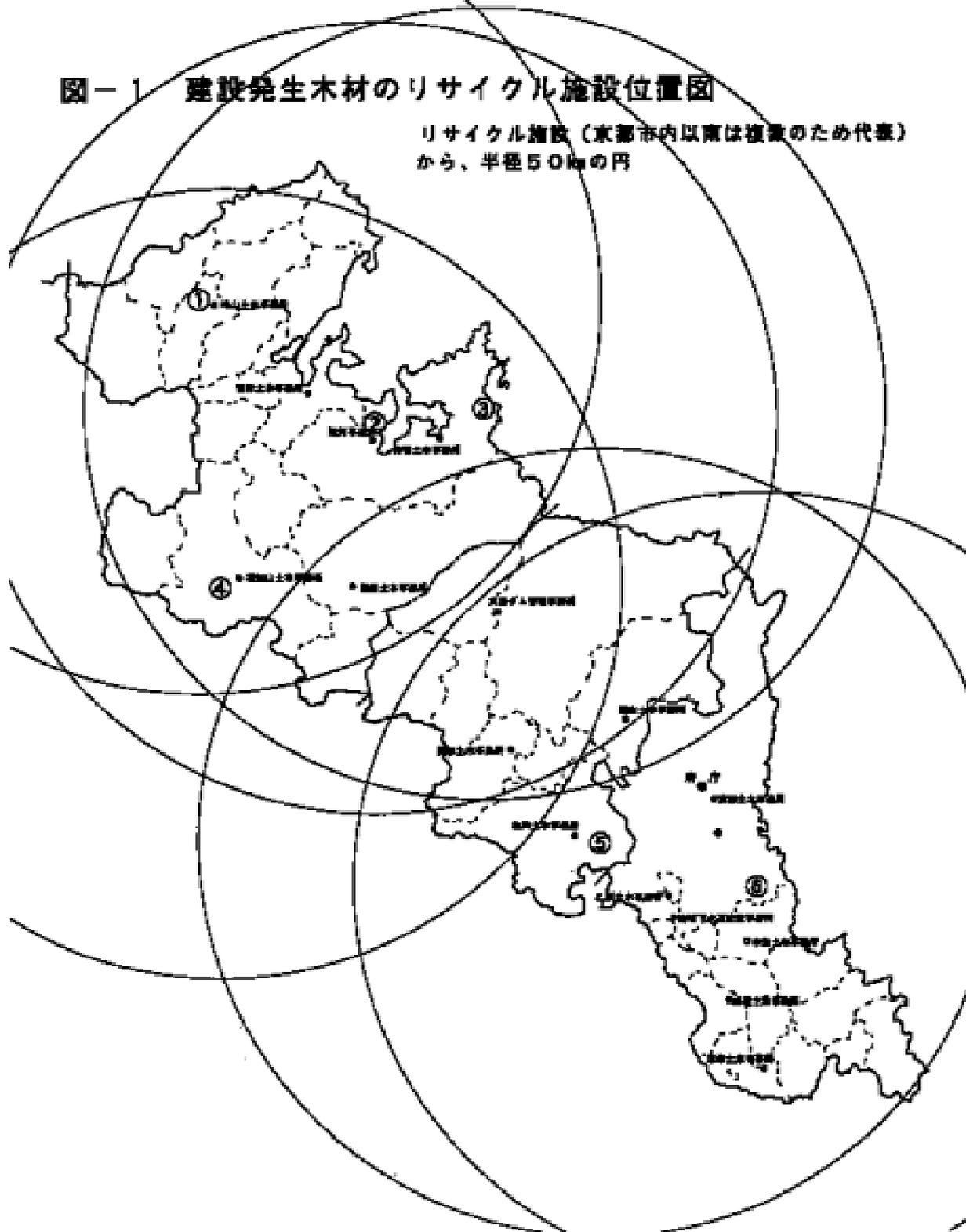
表 - 3 地域別建設資材廃棄物排出量見込み及び再資源化等施設の比較

地 域	As・Co(ガラ)塊		建設発生木材	
	排出量	処理能力	排出量	処理能力
北部地域	990	7,000	9 . 6	82.2 (120.6)
中部地域	360	3,600	3 . 7	4.6 (9.4)
京都市地域	1,310	6,700	24 . 7	168.4 (326.8)
南部地域	1,650	7,500	17 . 6	69.4 (85.5)
合 計	4,310	24,800	55 . 6	324.6 (542.3)

注1 能力はt / 日、建設発生木材 () : 焼却減量含む

図-1 建設発生木材のリサイクル施設位置図

リサイクル施設（京都市内以南は複製のため代表）
から、半径50kmの円



2 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物の処理については、再資源化施設も少なく、年々、最終処分場の確保が困難になってきており、資源の有効利用の観点からも、建設資材廃棄物の排出抑制に努める必要がある。

また、京都市内を中心に、比較的古い木造建築物が多く、また、中部においては、逆に建設発生木材の再資源化施設が少ないため、府全域において建設発生木材の排出抑制に努める必要がある。

(2) 関係者の役割

以下のすべての関係者は、その意義を認識して互いに協力し、各々の役割を果たさなければならない。

ア 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物の長期的使用に努める必要がある。

イ 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、製造上の廃棄物を最小限にとどめるのはもとより、建設資材のプレカット等工場での計画的加工による工事現場での廃棄物の減量、耐久性の向上並びに修繕可能なものについては、その修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

ウ 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、計画上の廃棄物を最小限にとどめるのはもとより、長期使用に耐えるものを設計するよう努める必要がある。

エ 発注者

発注者は、使用に耐えなくなり、「解体して更新する」という従来のサイクルから、「補修して長く使う(耐用年数を伸ばす)」というサイクルとすることにより、廃棄物の発生を抑えようと努める必要がある。

また、新設、更新、補修に当たっても、より耐久性の高い材料・工法の採用に努める必要がある。

なお、工事実施に当たって、自らも使用材料の品質、工事計画の適正を確認・指示に努める必要がある。

オ 元請業者

元請業者は、施工方法や使用資材の選定に当たり、端材の発生抑制、資材として使用に耐えるものの再使用、建築物等の耐久性の向上などを考慮して工事施工者を指導・監督すると共に、維持修繕体制の充実を図り、建築物等の長期的使用に努めるなど、発生抑制を、自らの責務として工事を行わなければならない。

カ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、直接的・最終的に廃棄物を発生する行為者として施工方法や使用資材の選定等に当たって誠実に廃棄物削減施策の履行を行わなければならない。また、解体工事に当たっては、発注者及び元請業者から示されたこ

とだけでなく、状況に応じて自主的・積極的な適正処理のための方策を講じる必要がある。

キ 府

府は、自ら建設工事の発注者となる場合において、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

ク 市町村

市町村は、府の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定に関する事項

建設発生木材などの再資源化施設立地状況は十分ではないが、対象工事のみならず、対象工事以外の建設工事に至るまで、すべての関係者が、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、次表に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表に掲げる率とする。

表 - 1 再資源化等率表

特定建設資材廃棄物の種類	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄からなる建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物になったものをいう。以下同じ。）	96パーセント
建設発生木材（木材が廃棄物になったものをいう。以下同じ。）	95パーセント
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物になったものをいう。以下同じ。）	96パーセント

特に、府の事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

また、市町村の事業においても、府事業と同等を目途とするよう努める必要がある。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

ア 特定建設資材廃棄物の再資源化の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、府全域において建設発生木材等の再資源化施設の立地を促進するのはもとより、再資源化の支障となるような材料の不使用・コストの削減につながる新しい技術の開発・再資源化により得られた物の利用促進などが必要となる。

具体的には、府は、特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握し、特定建設資材の再資源化等の許可・稼働情報等関係情報について、ホームページ等を通じて積極的に公開するなど、既存施設の効率的な稼働を推進するための必要な措置を講じるよう努めるとともに、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実績を把握し、必要に応じてその整備を促進する施策の検討を行う。

イ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

(ア) コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。また、コンクリート塊の再資源化施設については、既存施設の効率的な稼働を推進するための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、必要に応じてその整備を促進する施策の検討を行う。

(イ) 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。また、古材（歴史的価値を有し、梁、床柱等として有用な木製建設資材等）の再使用を促進する。

なお、建設発生木材の再資源化をさらに促進するためには、再生木質ボード（建設発生木材を破碎したものをういて製造した木質ボードをいう。以下同じ。）再生木質マルチング材（雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する材料等として建設発生木材を再資源化したものをいう。以下同じ。）等について、更なる技術開発及び用途開発を誘導する必要がある。また、再資源化の技術開発及び用途開発の動向を踏まえつつ、必要に応じてその整備を促進する施策の検討を行う。

(ウ) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、既存施設の効率的な稼働を推進するための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、必要に応じてその整備を促進する施策の検討を行う。

(エ) その他

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について必要な措置を講じるよう努める必要がある。

具体的には、次のとおりである。

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチック（プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。

このため、廃プラスチックの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。特に、廃プラスチックに係る再資源化施設等が工事現場の近傍にあり、当該施設等に運搬する経費が過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合は、できる限り他の建設資材廃棄物と分別し、当該施設等に搬出するよう努める必要がある。これらのうち、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボード（石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されることから、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

また、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、再資源化により得られた物が積極的に利用されなければならない。また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の需要の拡大を図るには、安定供給できること、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要であるとともに、その内容・特長・利用例（公共事業等）・価格・販売場所等について利用者への積極的な情報提供に努める必要がある。

(2) 関係者の役割

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発・製造及び情報提供に努める必要がある。

ア 建築物等の発注者・設計者・施工者

建築物等の発注者・設計者・施工者は、それぞれの立場で特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用しなければならない。また、設計者・施工者は、これらを利用することについて発注者の理解を得るよう努める必要がある。

イ 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化により得られた物の安定供給並びに品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

ウ 府

府は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、研究開発、情報提供、普及啓発の推進に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

エ 市町村

市町村は、府の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努める必要がある。

(3) 再資源化により得られた物の公共事業での優先利用

府の事業においては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく調達方針を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40kmの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を

除き、当該現場から40km及び1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講じることとする。

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性との適用性の検討を行い、これを踏まえて利用の増大に努める。また、法面の緑化材、雑草防止剤等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性との適用性の検討を行い、これを踏まえて利用の増大に努める。さらにその用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう建設工事関係者に公共工事での使用内容を紹介するなど、積極的な取組を行う必要がある。

なお、市町村の事業においても国の直轄事業及び府の事業における特定建設資材の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

5 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会を形成していくという意義を有する。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な府民の協力が必要であることにかんがみ、府及び市町村は、共同して、環境の保全に資する物としてのこれらの意義に関する知識について、広く府民への普及及び啓発を図ることとする。具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての府民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて講習などを実施するものとする。

また、発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、それらを利用した工法・業者等を推奨すると共に必要に応じて利用するための資料や情報を提供する。

6 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に等に関する重要事項

(1) 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。また、受注者は、自らに分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分説明する必要がある。

加えて、府及び市町村は、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを府民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

(2) 各種情報の提供等に関する事項

府は、特定建設資材の再資源化等の許可情報等関係情報について、ホームページ等を通じて積極的に公開する。また、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事の受注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業者を営む者の企業情報等の提供が十分になされるように、情報収集やインターネット等を活用した情報システムの普及に努めるものとする。

(3) 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類については、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）、特

定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）又は廃棄物処理法に従って処理されなければならない。

このため、建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、冷凍空調機器を建築物等の内部に残置しないようにする必要がある。

非飛散性アスベストについては、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要がある。

防腐・防蟻のため木材に C C A（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「C C A 処理木材」という。）については、不適正な処理を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物質である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、C C A 処理木材については、残存する C C A に関する判別・分離・処理等の未だ確立されていない経済的な技術の開発を誘導するとともに、当面、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C A が注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべて C C A 処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、府及び市町村等の関係者は、これら施設整備について措置を講ずるよう努める必要がある。

ポリ塩化ビフェニルを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物の解体に先立ちこれらは撤去され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）及び廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。

（４）環境への負荷の評価についての考え方

関係者は、特定建設資材の開発、製造、流通、特定建設資材を使用する建築物等の設計、特定建設資材を使用する建設工事の施工、特定建設資材廃棄物の再資源化等、最終処分等の各段階における環境への負荷の評価（ライフ・サイクル・アセスメント）の手法について、調査研究を進めその確立を図るとともに、その手法の活用を努める必要がある。